

鳥栖市学校給食基本理念

鳥栖市学校給食基本計画

(最終稿)

平成 22 年 12 月 22 日	初 稿	策定
平成 23 年 10 月 24 日	第二稿	策定
平成 24 年 3 月 5 日	最終稿	

Contents

■	はじめに	1
■	鳥栖市学校給食基本理念・基本計画の位置付け	2
第1	鳥栖市学校給食基本理念	3
第2	現状分析	5
1	全国の学校給食を取り巻く現状	6
(1)	学校給食に関する総括的データ	6
(2)	衛生管理について	9
(3)	学校における食育について	10
2	鳥栖市の学校給食を取り巻く現状	13
(1)	学校給食に関する総括的データ	13
(2)	衛生管理について（給食施設の現状）	25
(3)	学校における食育について	26
第3	課題の抽出	30
1	学校給食施設の抜本的な対応について	31
2	効果的な食育について	32
第4	鳥栖市学校給食基本計画	33
1	学校給食施設の抜本的な対応について	34
2	効果的な食育について	35
■	参考資料	36
1	計画策定の履歴	37
2	「鳥栖市学校給食基本理念・学校給食基本計画（初稿）」に関する評価提言	38

はじめに

学校給食の歴史を紐解くと、明治 22 年に山形県鶴岡市において、経済的に恵まれない家庭の子どもたちに米飯を無料で提供したのが始まりとされており、戦後、日本の子どもたちの栄養不足を補うことを目的として、全ての子どもたちを対象とした学校給食が実施されました。法整備としては、昭和 29 年 6 月に「学校給食法」が制定されました。

子どもたちの栄養不足を補うことを主な目的として始まった学校給食ですが、平成 21 年 4 月に昭和 29 年以降初めてとなる「学校給食法」の改正が行われました。この改正により学校給食の目的は、第 1 条に「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」と規定され、それまでの「栄養改善」から「食育の推進」へと大きく目的を変えました。

この改正の背景には、食生活が豊かになったことによる栄養の摂りすぎや偏食の問題、不規則な食事による肥満、さらに食生活の乱れに起因する生活習慣病の増加等の問題が挙げられるとともに、本来、食育の第一義的な役割を担うべき家庭における食育機能の低下が考えられます。

また、平成 17 年には「食育基本法」が制定され、食は生きる上での基本である、という位置付けのもと、すべての国民が「食」についての意識を高め、「食育」の推進に取り組むこととされ、学校給食の役割も位置付けられ、食育の推進は今や国民的課題として捉えられている現状があります。

他方、昨今の食中毒の問題に伴い、学校給食にはより一層の安全性が求められ、より厳格な学校給食に関する安全管理の基準として「学校給食衛生管理基準」が定められました。

これらの学校給食を取巻く現状を踏まえ、平成 22 年 12 月 22 日「鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（初稿）」として取りまとめ、本計画初稿について、外部の有識者による評価検証を行い、今回、「鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（第二稿）」として整理を行ったところです。

(1) 理念・計画の位置付け

「鳥栖市学校給食基本理念」及び「鳥栖市学校給食基本計画」は法定計画ではありませんが、学校給食法第5条に規定する学校給食実務者の任務として、学校給食の普及と児童生徒の心身の健全な発達を促すことを目的として策定するものです。

(2) 理念・計画の枠組み

本理念・計画は、今後の学校給食のあり方に関する基本的な考え方を定めた「基本理念」と理念の具現化に向けた取組を整理した「基本計画」で構成しています。

(3) 理念・計画の策定

本理念・計画は、学校給食を取り巻く社会環境の変化、日本における食生活のあり方、食育の推進等の背景から、専門的視点からの現状分析と課題の抽出、経営的な感覚での手法のあり方の検討が必要であるとともに、児童生徒の心身の健全な発達を促すためには、可能な限り市民の合意を具体的に得たものとなることが望ましいと考えています。

(4) 理念・計画のマネジメント

本理念・計画に関し、基本理念については、学校給食の使命という観点から普遍的なものであり、この理念を具現化する基本計画については、「(仮称)鳥栖市学校給食会議」を設置し、毎年度、検証を行うとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。検証後は、必要に応じて市議会、市民へ公表を行うこととします。

基本理念

子どもたち

- 1 子どもたちが、学校給食を食べて、おいしい笑顔になること
- 2 子どもたちが、学校給食を食べて、元気に健やかに育つこと
- 3 子どもたちが、学校給食をとおして、正しい食習慣を身につけ、大人になっても健康で暮らせること
- 4 子どもたちが、学校給食をとおして、「協力することの大事さ」、「食事のマナー」、「命、生産者、自然に対する感謝」の気持ちを育むこと
- 5 子どもたちが、学校給食をとおして、郷土愛を育むこと

学校給食に関わる人

- 1 子どもたちが、安心して食べることのできる食材をつくること
- 2 子どもたちが、おいしい笑顔になれるような献立をつくること
- 3 子どもたちが、おいしい笑顔になれるような給食をつくること
- 4 子どもたちが、学校給食を「生きた教材」として体感できること

子どもたちの親

- 1 子どもたちの親が、学校給食をとおして、食の大切さなどを子どもたちとともに学び、家庭において実践すること

学校給食の使命

鳥栖市の子どもたちに「生涯にわたって健康で充実した生活を送ってほしい」という願いは、全ての鳥栖市民の願いであり、子どもたちに対する大人の責務である。

この願いを実現するためには、子どもの頃から望ましい食生活や食文化の基礎・基本を養い、自分の健康管理ができる能力を培わせることが最も重要であり、ここに学校給食の使命と役割があると言える。

鳥栖市における学校給食のあり方は、学校給食を食べる時期が、子どもたちにとって心身ともに大きく成長する大事な時期であり、かつ、生涯にわたる健康づくりのための基礎的な期間であることを踏まえ、「学校給食」を通して食べる喜びや楽しさを体感させ、健やかでたくましい人間形成を行っていく役割を担うことである。

現状分析

第2 現状分析

1 全国の学校給食を取り巻く現状

(1) 学校給食に関する総括的データ

◇ 学校給食の実施率〔平成20年度〕

区分	学校総数	実施率（学校数比）			
		計	完全給食	補食給食	ミルク給食
小学校	22,097校	99.2% (21,923校)	97.9%	0.5%	0.8%
中学校	10,850校	85.8% (9,304校)	75.6%	0.6%	9.5%
特別支援学校	1,023校	86.5% (885校)	85.3%	0.2%	1.0%
夜間定時高校	651校	88.8% (578校)	64.4%	24.1%	0.3%
計	34,621校	94.4% (32,690校)	89.9%	1.0%	3.5%

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 小学校の完全給食実施率は97.9%であり、中学校の完全給食実施率は75.6%である。

◇ 調理方式別完全給食実施状況

区分	単独調理場方式		共同調理場方式		その他調理方式	
	学校数(校)	比率(%)	学校数(校)	比率(%)	学校数(校)	比率(%)
平成20年度	12,856	43.4	16,237	54.8	541	1.8

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 公立の小・中学校における調理方式別完全給食実施状況は、学校数の比率で見ると、単独調理場方式が43.4%、共同調理場方式が54.8%である。

◇ 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

区分	職員数(人)	内、栄養教諭(人)
平成19年度	12,318	1,016
平成20年度	12,247	1,967

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 国公立学校等における栄養教諭・学校栄養職員数は、12,247人で、前年度と比べ71人減である一方で、栄養教諭は1,967人で、前年と比べ951人の増である。

◇ 九州7県の平成17年～22年度の栄養教諭の配置状況

各年度4.1現在（単位：人）

県名／年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
福岡県		9	40	70	115	177
佐賀県		3	5	10	17	27
長崎県			12	33	51	68
熊本県			15	30	42	51
大分県			7	14	20	20
宮崎県		6	11	16	22	26
鹿児島県		69	144	161	163	162
全国合計	0	87	234	334	430	531

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 平成17年度の栄養教諭制度創設以来、一貫して配置促進されている。

◇ 学校給食調理員の配置状況

区分	常勤職員		非常勤職員		計（人）
	職員数（人）	比率（%）	職員数（人）	比率（%）	
平成19年度	42,904	64.3	23,855	35.7	66,759
平成20年度	40,145	62.5	24,105	37.5	64,250

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 公立学校における学校給食調理員数は、64,250人で、前年度と比べ2,509人減である一方で、非常勤職員の比率は37.5%で、前年と比べ1.8ポイントの増である。

◇ 学校給食における外部委託状況

区分	調理	運搬	物資購入・管理	食器洗浄	ボイラー管理
平成19年度	22.7%	38.4%	8.8%	22.4%	17.8%
平成20年度	25.5%	39.8%	8.4%	25.2%	18.4%

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 公立の小・中学校の単独調理場及び共同調理場における業務別の外部委託状況は、調理業務については、25.5%の学校が外部に委託しており、前年と比べ2.8ポイントの増である。

◇ 公立学校における学校給食費月額

区 分		平成 19 年度		平成 20 年度	
		給食回数	給食費月額	給食回数	給食費月額
小学校	低学年	190 回	3,953 円	190 回	4,004 円
	中学年		3,971 円		4,022 円
	高学年		3,981 円		4,033 円
中学校		186 回	4,529 円	186 回	4,577 円

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 公立学校において保護者が負担する学校給食費の月額は、小学校で約 4,000 円、中学校で約 4,600 円となっている。

◇ 国公立学校における米飯給食実施の状況

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度
学 校 数	31,302 校	31,094 校
実 施 率	99.8%	99.9%
実 施 回 数 (週 当 たり)	3.0 回	3.1 回

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 国公立学校において米飯給食を実施している学校は、全国で 31,094 校であり、これは、学校給食を実施している学校数の 99.9%で、前年度と比べ 0.1%の増となっている。

◇ 学校給食における地場産物の活用状況

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
21.2%	23.7%	22.4%	23.3%	23.4%	26.1%

出展：文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課健康教育企画室

鳥栖市コメント

◇ 上記は、各年度 5 日間の学校給食の献立に使用した食品のうち、当該都道府県で生産、収穫、水揚げされた食材の使用率であり、年度推移から、地道な取組が必要と推測される。

(2) 衛生管理について

平成8年に全国的に発生したO-157による食中毒の問題から、学校給食にはより徹底した衛生管理が求められており、こうした背景を受け、平成21年に改正『学校給食法』並びに『学校給食衛生管理基準』が施行され、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は適切な衛生管理に努めることとされている。

<法制度等の変遷>

* 平成21年4月1日 改正『学校給食法』施行・・・・・・・・・・文部科学省

学校給食を実施する義務教育諸学校設置者は学校給食の衛生管理に努め、また、義務教育諸学校長等は、衛生管理上適性を欠く場合、必要な措置を講じることと定められている。

* 平成21年4月1日 『学校給食衛生管理基準』施行・・・・・・・・・・文部科学省

学校給食の調理場が努めるべき衛生管理について、HACCP(※)の考えに基づきまとめられたもの。衛生管理を徹底するため、施設の区分、床、シンク等に至るまで細かに定められている。

※ HACCP (ハサップ)

危害分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法

(3) 学校における食育について

近年、偏った栄養摂取など子どもたちの食生活の乱れや肥満、痩身傾向などが見られ、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校において食育を推進することが喫緊の課題となっている。

食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うものだが、食生活の多様化が進む中で、家庭において十分な知識に基づく指導を行うことが困難となりつつあるばかりか、保護者自身が望ましい食生活を実践できていない場合もある。そうした状況を踏まえると、子どもの食生活については、学校、家庭、地域社会が連携して、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成に努める必要がある。

学校においては、これまでも教育活動として、学校給食を通じた食に関する指導を行ってきている。しかし、食育の推進が大きな国民的課題となっている今日、学校における食育を推進するために、学校給食の教育的意義を改めて見直す必要があり、学校の教育活動全体で食に関する指導の充実に努めることが大切である。

(「H22.3 食に関する指導の手引き」参照)

<法制度等の変遷>

- * 平成17年4月 『栄養教諭』制度創設・施行・・・・・・・・文部科学省

これまで学校栄養職員の担ってきた学校給食管理に加えて、食に関する指導も本務とする教諭

- * 平成17年7月 『食育基本法』施行・・・・・・・・内閣府
- * 平成18年3月 『食育推進基本計画』決定・・・・・・・・内閣府

食育の推進を国民運動として総合的かつ計画的に推進するための計画。学校における食育の推進を重要視

- * 平成20年3月 『小中学校の学習指導要領の改訂』・・・・文部科学省

総則に「学校における食育の推進」が位置づけられ、関連する教科等での食育に関する記述が充実

- * 平成21年4月 改正『学校給食法』施行・・・・・・・・文部科学省
- * 平成21年4月 『学校給食実施基準』施行・・・・・・・・文部科学省

第1条で『学校における食育の推進』を位置づけ。栄養教諭による学校給食を通じた指導の充実も明記

- * 平成22年3月 改訂『食に関する指導の手引』・・・・・・・・文部科学省

食に関する指導の基本的な考え方や指導方法を、新学習指導要領や改正学校給食法等を踏まえ、取りまとめたもの

- * 平成23年3月 『第2次食育推進基本計画』策定・・・・・・・・内閣府

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、「周知」から「実践」へ、をコンセプトに策定されたもの。学校・学校給食の食育推進の取組みを明記

<児童生徒の食生活等の実態>

「児童生徒の食生活等の実態」については、次の調査から抜粋しています。

タイトル : 平成 17 年度児童生徒の食生活等実態調査報告書
調査対象 : 全国 47 都道府県から選定した完全給食実施公立学校の小学校 5 年生、中学校
2 年生及び保護者、学級担任
対象者 : 対象者 28,142 人・有効回収数 26,786 人・回収率 95.2%
調査日時 : 平成 18 年 1 月

* 児童生徒の朝食の実態

- ・朝食欠食率の微増に歯止め（小学校全体で、H12：4.1% ⇒ H17：3.5%。0.6%の減少）。一方で、保護者の欠食率が H12 比で 1.2%増加し、5.2%となった。
- ・朝食欠食の理由で、小学生の 1 番は「食欲がない」、中学生の 1 番は「時間がない」。
- ・夜寝る時間は、小学生のうち約 28%が 22 時 31 分以降に寝ており、児童生徒の夜型生活は完全に定着。
- ・夜食を食べる児童生徒の増加。小学生 H12：10.8% ⇒ H17：15.0%
- ・小学校の保護者より中学校の保護者の方が、朝食づくりに時間をかけている様相が明らかになる。
- ・学級担任の心配ごととして、「偏食」「睡眠不足」「欠食」が上位であった。

* 学校給食

- ・学校給食に対する好感度は小学生が 69.0%と H12 比で 5%アップ。
- ・学校給食で好きな料理は「カレーライス」。2 位は「麺」、3 位は「デザート」。
- ・学校給食で嫌いな料理は「サラダ」。2 位は「パン」、3 位は「スープ・汁物」。
- ・学校給食を全部食べる児童生徒が増加。小学生が 45.4%と H12 比で 8%アップ。
- ・学校給食を残す理由は「嫌いなものがあるから」。2 位は「量が多い」、3 位は「給食時間の長さ」。
- ・食事の意識で 1 番は「朝・昼・夕三食食べる」が 1 番で、「楽しく食べる」が続く。一方で、「そしゃく」、「栄養のバランス」、「好き嫌い」、「緑黄色野菜」に関する意識は低い。

* 食事の基本マナー

- ・手洗いに関して、小学生男子の 7.6%、中学生男子の 9.0%が手洗いをしておらず、手洗いは、マナーのほか、衛生的にも重要であるので指導の徹底が必要である。
- ・食事のあいさつについては、H12 比で「いつもあいさつをする」児童生徒が増加
- ・はしの持ち方に関して、正しい持ち方を選択した児童生徒は全体の 56.6%。

* 家庭の食生活

- ・おやつに関して、「ほとんど毎日食べる」児童生徒が、H12 29.2%が、H17 24.5%に減少し、おやつの取り方に歯止めがかかりつつある。「よく食べるおやつ」は上位から、「スナック菓子」、「チョコレート」、「あめ・キャンディ」。
- ・食事の手伝いに関して、全体で「あとかたづけ」が 1 番で、次に「テーブル準備」。自分で料理をつくるに関しては、「できる」が全体の 70.6%。小学校の上位メニューは、「卵の焼き物」、「スープ」、「カレーライス」。中学校の上位メニューは、「チャーハン」、「卵の焼き物」、「カレーライス」。

- ・嫌いな食べ物は、小学生の上位が、「にがうり」、「レバー等」、「なす」で、中学生の上位が、「にがうり」、「レバー等」、「セロリ」。これらに対し、「がまんして食べる」が全体の38%で、H12比で増加している。
- ・楽しい食事の上位は、「好きなものを食べる時」、「屋外で食べる時」、「外食」となっており、好きな料理の上位は、「寿司」、「カレーライス」、「ステーキ」。
- ・児童生徒の状況として、調理済の食品やインスタント食品等を使う頻度は、「1週間に1～3日程度使用」が43.5%で1位。理由として、「調理時間の短縮」、「家族が好きだから」、「料理を作るのが面倒だから」。食品選びの上位は、「消費期限・賞味期限」、「価格」、「国内産」であり、地場産物には関心が低い傾向。
- ・学校給食に関する資料で参考になるのは、「毎日の献立」、「食品の栄養に関する情報」であり、学校給食の利点は、「栄養に配慮している」、「弁当が不要」である。さらに学校給食への要望として、「安全な食品の使用」、「栄養や食品についての知識を身につけさせて欲しい」など、保護者は学校給食に期待を寄せている。
- ・学級担任が行っている指導で最も多かったのは、全体で「基本的な食事のマナーに関すること」であり、次いで「衛生面」「偏食」となった。また、学級担任が栄養教諭や学校栄養職員に提供して欲しい情報は、「食品の栄養に関する情報」が1位で、「毎日の献立に使われている食材に関する情報」、「添加物や農薬等、食品の安全性に関する情報」であった。

出展：独立行政法人 日本スポーツ振興センター

鳥栖市コメント

- ◇ 保護者の朝食欠食率の増加が懸念される。
- ◇ 児童生徒の夜型生活の定着傾向や夜食を摂ることによる朝食への影響が懸念される。
- ◇ 学校給食への保護者の期待として、「栄養に配慮している」が92.9%である。一方で、家庭における調理済の食品やインスタント食品等の使用は、「1週間に1～3日程度使用」が43.5%となっている。栄養に関して学校給食に対する過度の期待が伺える。
- ◇ 学級担任は、指導の中で「偏食をしないで食べることを重要視している。一方で、児童生徒に対し強制とならないよう配慮しつつ、好き嫌いなく食べることや生産者や自然の恵み等に感謝し、大切に食べることへの理解を深める指導が望まれる。

第2 現状分析

2 鳥栖市の学校給食を取り巻く現状

(1) 鳥栖市の学校給食に関する総括的データ

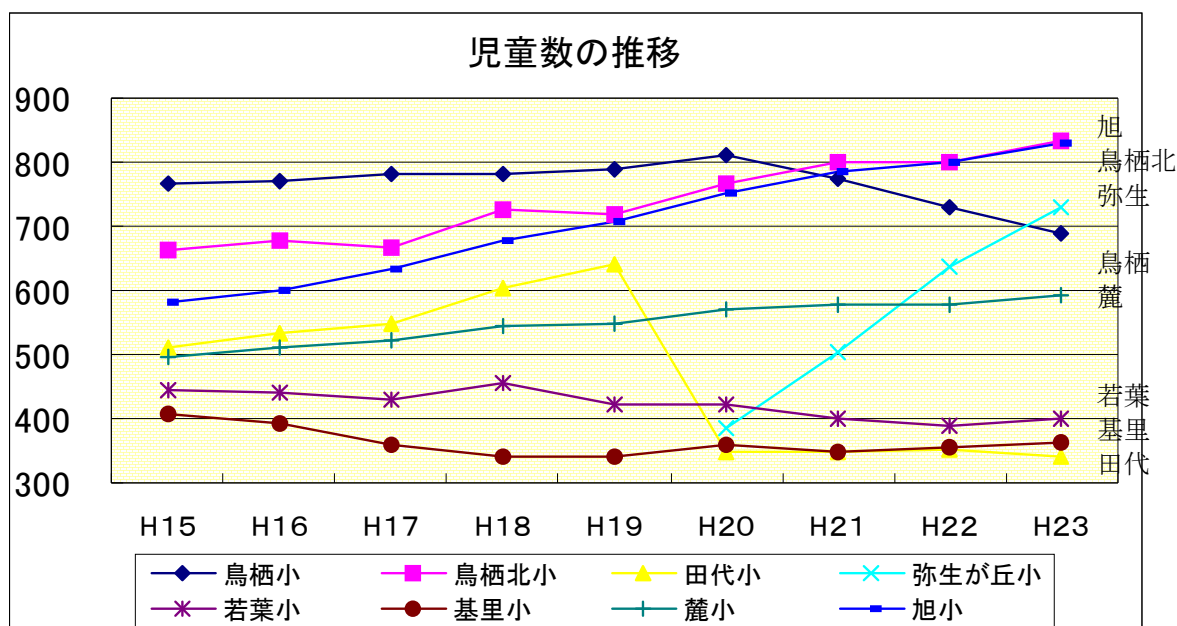
◇ 児童数の推移

各年5月現在（単位：人）

学校名／年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
鳥栖小学校	766	769	780	780	790	811	775	730	688
鳥栖北小学校	664	678	665	727	718	767	800	800	832
田代小学校	511	534	548	605	639	348	348	353	339
若葉小学校	444	441	429	454	422	424	400	389	399
弥生が丘小学校	—	—	—	—	—	387	505	638	730
基里小学校	407	393	361	340	339	359	349	356	362
麓小学校	496	511	522	546	550	570	577	579	593
旭小学校	583	599	632	679	709	750	785	801	831
小学校 合計	3,871	3,925	3,937	4,131	4,167	4,416	4,539	4,646	4,774

出展：鳥栖市の教育「児童生徒数」

当面、増加傾向



近年、児童数が **増加傾向** にある小学校

鳥栖北小学校（微増傾向）・旭小学校（微増傾向）・弥生が丘小学校（急増傾向）

近年、児童数が **横ばい傾向** にある小学校

田代小学校（350）・基里小学校（350）・麓小学校（570）

近年、児童数が **減少傾向** にある小学校

鳥栖小学校（H20 ピーク）・若葉小学校（H18 ピーク）

◇ 給食数

平成 23 年 5 月現在

学校名	児童（食）	教職員等（食）	合 計（食）	合計の内、アレルギー食数
鳥 栖 小 学 校	688	48	736	6
鳥 栖 北 小 学 校	832	53	885	18
田 代 小 学 校	339	31	370	7
若 葉 小 学 校	399	32	431	6
弥生が丘小学校	730	39	769	6
基 里 小 学 校	362	31	393	5
麓 小 学 校	593	40	633	9
旭 小 学 校	831	50	881	6
小学校 合計	4,774	324	5,098	63

出展：鳥栖市の教育「児童生徒数」「学校勤務教職員数」

◇ 鳥栖市の人口推計

年齢／年度	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年
5 歳～14 歳	7,148 人	7,206 人	6,900 人	6,634 人	6,411 人	6,167 人

出展：H20.12 国立社会保障・人口問題研究所推計

◇ 児童生徒数は、2015 年をピークとし、以後 6,000 人台で推移

◇ アレルギー児童への対応について

項 目	学校での対応（全小学校）
食物アレルギーのある児童生徒数（申告書診断書提出者）	H21：45 人 H22：61 人 H23：63 人
対応の方法（除去食）	卵、ごま・納豆・グレープフルーツ・キウイフルーツ・えび・かに・白身魚・あさり等
家庭との連携方法	毎年度、保護者面談を実施・緊急連絡先リスト

* 食物アレルギー対応者について

- ・ 入学時・転入時に全児童に対しアレルギー実態調査を実施
- ・ 上記調査で「食物アレルギー対応食希望」の回答者へ、追跡調査（保護者面談等）
- ・ 食物アレルギー対応は、保護者から「除去食依頼書（医師の診断書含む）」の提出があった児童に対し実施
- ・ ただし、学校における対応が困難な場合は、自宅からの弁当持参を依頼

* 食物アレルギー食の対応について

- ・ 毎月給食メニュー原案におけるアレルギー食品の洗い出し
- ・ 上記原案（除去食対応表）を、保護者がチェック
- ・ 除去食品一覧表の作成
- ・ アレルギー対応指示書により調理員へ指示
- ・ アレルギー対応用配膳表を作成し、調理員へ指示

◇ 児童数の増加に伴い、アレルギー児童も微増傾向

◇ 小学校給食運営費の推移

(単位：千円)

項目／年度		17	18	19	20	21
人 件 費	正職員	158,337	138,509	122,020	103,230	96,143
	嘱託職員	19,000	26,444	31,427	37,466	45,925
	その他職員	17,330	18,299	19,212	22,956	19,362
	人件費計	194,667	183,252	172,659	163,652	161,430
経 費	光熱水費	30,718	33,216	34,200	38,837	36,789
	工事費	30,844	7,207	7,896	999	10,230
	修繕費	2,661	1,583	2,521	1,958	1,849
	備品	2,021	3,738	13,646	3,365	12,352
	消耗品費	5,171	4,817	3,960	5,413	5,982
	弥生関連	—	—	—	5,905	6,067
	徴収補助	866	909	917	972	0
	扶助費	7,205	8,284	8,729	10,059	12,334
	その他	3,930	3,460	3,286	3,955	3,752
合計	278,083	246,466	247,814	235,115	250,785	
給食数(食)	4,192	4,388	4,430	4,709	4,840	

出展：教育部総務課資料

- * H17の工事・修繕費は「若葉小学校大規模改修」の影響
- * H19の備品は「弥生が丘小学校開校準備」の影響
- * H21の備品は「田代小学校の第1回改修」の影響

- ◇ 正職員の減少、嘱託職員及び臨時職員の増加に伴い、人件費の合計が減少傾向
- ◇ 経費関係は、概ね横ばい傾向

◇ 中学校給食運営費の推移

(単位：千円)

項目／年度		17	18	19	20	21
栄	養士人件費	—	624	2,072	2,291	1,911
経	消耗品費	—	9,408	152	41	146
	修繕費	—	—	124	9	—
	調理委託料	—	—	7,033	80,035	79,201
	工事費	—	32,042	—	170	—
	備品	—	38,932	—	1,447	27
費	扶助費	618	568	952	3,835	4,949
	その他	103	62	630	551	416
合計	721	81,636	10,963	88,379	86,650	

出展：教育部総務課資料

◇ 学校栄養職員数

平成 23 年 5 月現在 (単位：人)

学校名／年度	H19		H20		H21		H22		H23	
	正	嘱	正	嘱	正	嘱	正	嘱	正	嘱
鳥 栖 小 学 校	1		1		1	1	1	1	1	1
鳥 栖 北 小 学 校	1		1		1		1		1	
田 代 小 学 校		1		1	1		1		1	
若 葉 小 学 校										
弥 生 が 丘 小 学 校										
基 里 小 学 校										
麓 小 学 校	1		1		1		1		1	
旭 小 学 校	1		1		1		1		1	
計	4	1	4	1	5	1	5	1	5	1
合 計	5		5		6		6		6	
児 童 数	4,167		4,416		4,539		4,646		4,774	
5 5 0 人 以 上	5 校		4 校		4 校		5 校		5 校	
5 4 9 人 以 下	2 校		4 校		4 校		3 校		3 校	

* H21・H22・H23 における鳥栖小正職員、H23 における旭小正職員は栄養教諭
出展：鳥栖市の教育「児童生徒数」「学校勤務教職員数」

※ 国の基準「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第 8 条の 2」による定数（県の基準「公立小学校事務員及び栄養職員配置基準」（平成 18 年度）も国と同様）

小中学校	単独校	学校給食実施対象児童・生徒数 550 人以上の学校 ⇒ 1 人 549 人以下の学校 ⇒ 4 校に 1 人
	共同調理場	学校給食実施対象児童・生徒数 1,500 人以下 ⇒ 1 人 1,501 人～6,000 人まで ⇒ 2 人 6,001 人以上 ⇒ 3 人

- ◇ 国の基準に基づく、学校栄養職員の配置
- ◇ H23 年度の学校栄養職員 6 人中 2 人は、栄養教諭

◇ 各小学校の調理員数

平成 23 年 5 月現在 (単位：人)

学校名／年度	H19			H20			H21			H22			H23		
	正	嘱	臨	正	嘱	臨	正	嘱	臨	正	嘱	臨	正	嘱	臨
鳥栖小学校	3	3	2	2	5	2	2	5	2	2	4	2	2	4	2
鳥栖北小学校	3	4	2	2	6	2	2	5	2	2	5	2	2	5	2
田代小学校	3	2	2	3	2	3	2	4	4	2	4	6	2	4	6
若葉小学校	2	3	2	2	3	2	2	3	2	1	4	2	2	3	2
弥生が丘小学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基里小学校	2	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2
麓小学校	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2	2	4	2
旭小学校	3	2	2	2	4	2	2	4	2	2	5	2	2	5	2
計	18	21	14	15	27	15	14	28	16	13	29	18	14	28	18
合計	53			57			58			60			60		

*H22 の若葉小は正規職員育休のため正規 1 人、嘱託 4 人となっている。

*参考： 市職員の当面の退職予定 H23：1 人、H24：2 人、H25：1 人

出展：教育部総務課資料

◇ 正職員の減少、嘱託職員及び臨時職員の増加

◇ 平成 23 年度における各小学校の調理員数と給食数の比較

学校名／項目	調理員数 (人)	配置基準 (人)	差し引 き(人)	給食数 (食)	調理員 1 人当たりの 給食数
鳥 栖 小 学 校	8	4	4	736	92 食／人
鳥 栖 北 小 学 校	9	4	5	885	98 食／人
田 代 小 学 校	12	5	7	370	95 食／人
若 葉 小 学 校	7	3	4	431	62 食／人
弥生が丘小学校	—	—	—	769	—
基 里 小 学 校	7	3	4	393	56 食／人
麓 小 学 校	8	4	4	633	79 食／人
旭 小 学 校	9	4	5	881	98 食／人
合 計	60	27	33	5,098	85 食／人

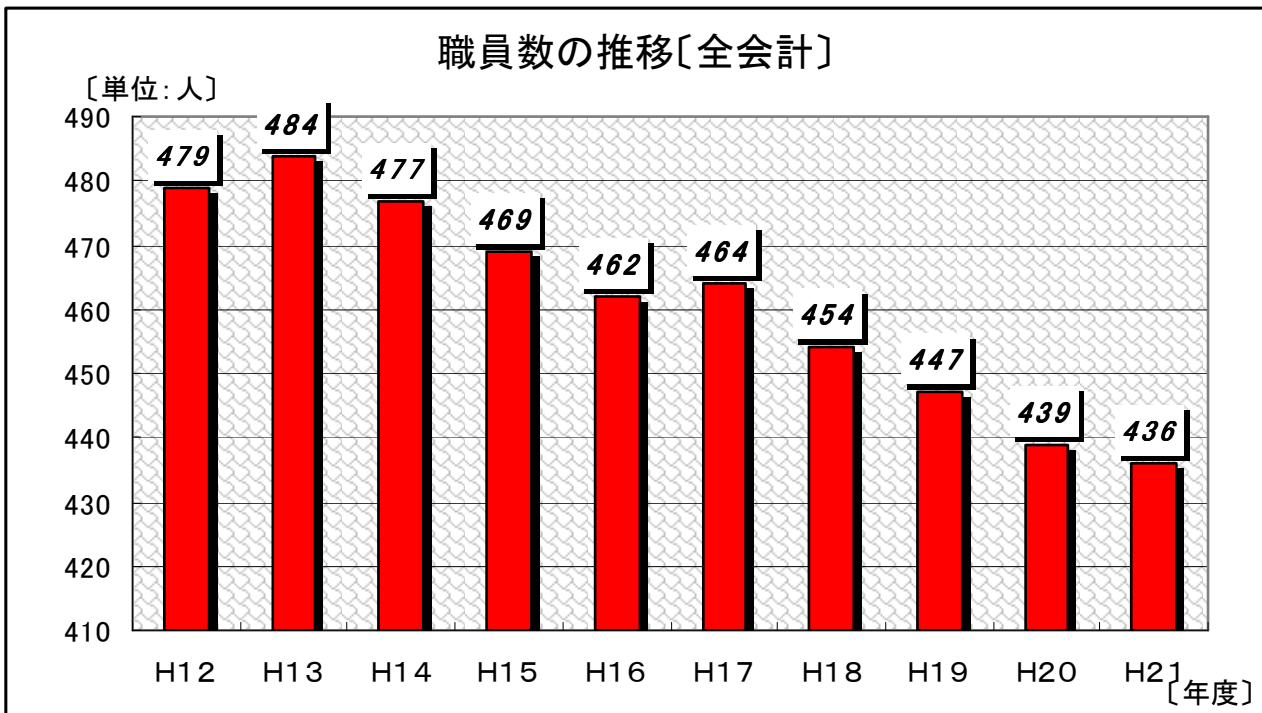
出展：教育部総務課資料

※ 国の基準「文部科学省基準（昭和 60 年 1 月文部省体育局長通知で、地域や調理場等の状況に応じて弾力的に運用すべきことが示された）」

児童又は生徒の数	従事者の数
100 人以下	1 人又は 2 人
101 人～300 人	2 人
301 人～500 人	3 人
501 人～900 人	4 人
901 人～1,300 人	5 人
1,301 人以上	6 人に児童生徒数が 500 人を増すごとに 1 人を加えた数

- ◇ 学校の規模により調理員 1 人あたりの給食数に差
- ◇ 衛生管理を徹底することで事故等を予防しつつ、「佐賀県でも 1 番といえる手作り給食」（各小学校校長先生コメント）を提供する学校保健員等のスキルは高い
- ◇ 新たな施設整備を視野に入れ、最適な運営体制の検討が必要

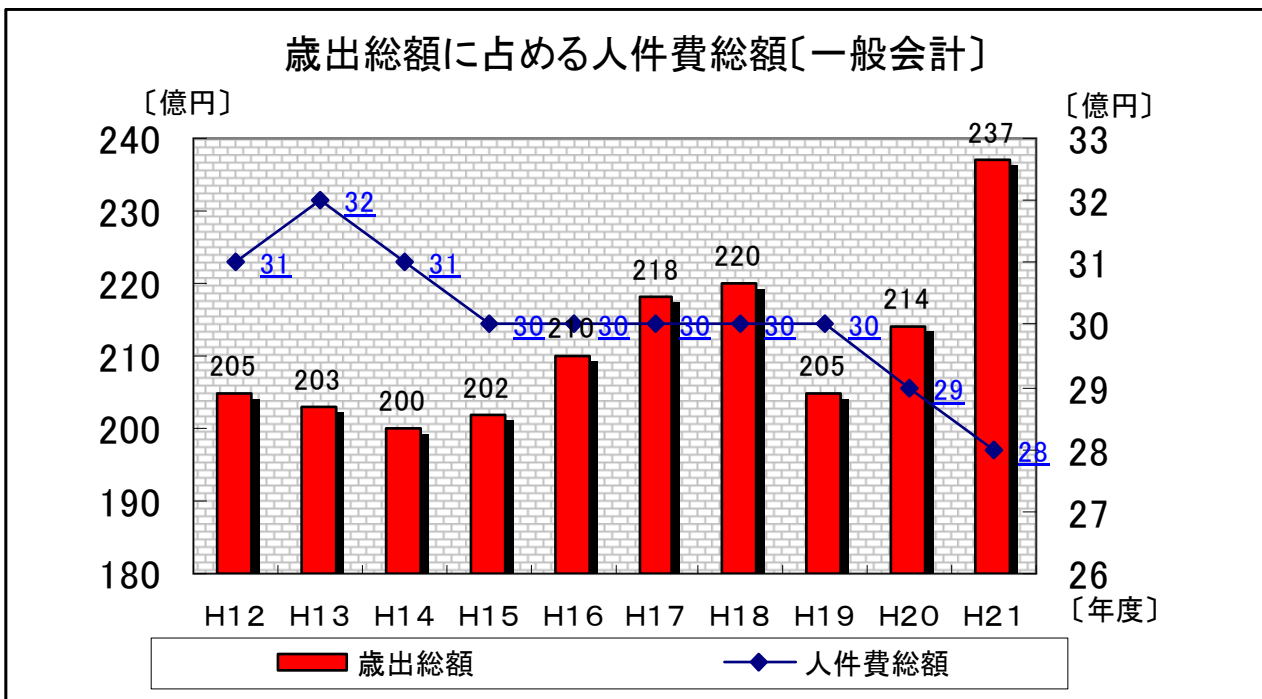
◇ 鳥栖市の職員数の推移



出展：総務部総務課資料

◇ H17～H21は「集中改革プラン（第3次行政改革）」実行の5カ年間

◇ 鳥栖市の各年度予算額に占める人件費の割合



出展：総務部総務課資料

◇ 一般会計総額推移は200億円前後である一方で、人件費総額は縮小

◇ 給食食材の納入業者

平成 23 年度

鳥栖小学校		
主 食		ながの食品
牛 乳		株式会社 明治
精 肉 店		藤本精肉店・中島屋・ミートショップふれんど
鮮 魚		的野水産
青 果 店		なかむらフードセンター・原田商店・高田青果店
製 麵		長野製麵所
豆 腐		北島食品
こんにゃく		権藤食品
調 味 料		姉川商店
味 噌		青葉園
一 般 物 資		九州食品・佐賀県学校給食会
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

鳥栖北小学校		
主 食		ながの食品
牛 乳		株式会社 明治
精 肉 店		ミートショップふれんど・フレッシュあさひ・天野精肉店
鮮 魚		E A T・佐賀県学校給食会・九州食品(株)
青 果 店		手島青果店・小森商店
製 麵		長野製麵所
豆 腐		北島食品
こんにゃく		権藤食品
味 噌		青葉園
し ょ う ゆ		諸永商店
酢・ソース		姉川商店
酒・ワイン		十三屋
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

田代小学校・弥生が丘小学校		
主 食		ながの食品
牛 乳		株式会社 明治
精 肉 店		鳥栖ショッピングプラザ・ミートショップふれんど・天野精肉店
鮮 魚		的野水産・鳥栖魚市場
青 果 店		三宅屋ショップ・小森商店・なかむらフードセンター
製 麵		長野製麵所
豆 腐		北島食品
こんにゃく		権藤食品
味 噌		青葉園
し ょ う ゆ		姉川商店
酒		吉松酒店
一 般 物 資		佐賀県学校給食会・九州食品
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

若葉小学校		
主 食		ながの食品
牛 乳		株式会社 明治
精 肉 店		フレッシュあさひ・中島屋
鮮 魚		的野水産
青 果 店		手島青果店
製 麵		長野製麵所
豆 腐		北島食品
こんにゃく		権藤食品
味 噌		青葉園
し ょ う ゆ		姉川商店
酒		十三屋
一 般 物 資		佐賀県学校給食会・九州食品
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

基里小学校		
主 食		ながの食品
牛 乳		株式会社 明治
精 肉 店		天野精肉・フレッシュあさひ・藤本精肉店
鮮 魚		鳥栖魚市場・的野水産
青 果 店		高田青果店・なかむらフードセンター・弓削商店
製 麵		長野製麵所
豆 腐		北島食品
こんにゃく		権藤食品
調 味 料		山下商店
味 噌		青葉園
一 般 物 資		佐賀県学校給食会・九州食品
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

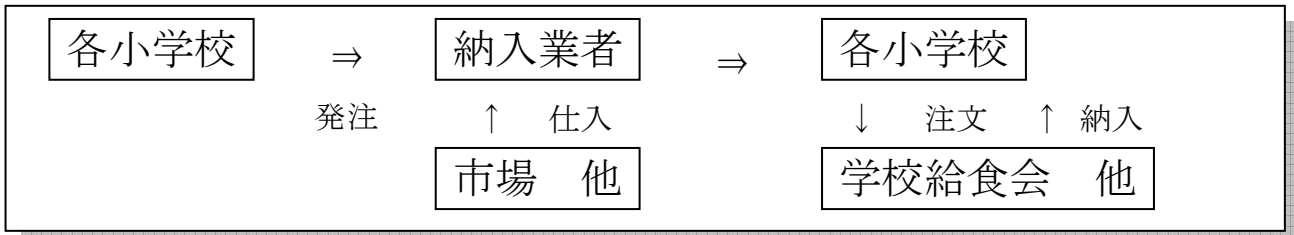
麓小学校		
主 食		ながの食品
牛 乳		鳥栖市酪農業協同組合
精 肉 店		天野精肉店・藤本精肉店
鮮 魚		鳥栖魚市場・的野水産
青 果 店		なかむらフードセンター・小森商店
豆 腐		北島食品
こんにゃく		権藤食品
味 噌		青葉園
し ょ う ゆ		姉川商店
酒		天本酒店
一 般 物 資		佐賀県学校給食会・九州食品
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

旭小学校		
主 食	食	ながの食品
牛 乳	乳	株式会社 明治
精 肉 店	店	藤本精肉店・ビックエム・ミートショップふれんど
鮮 魚	魚	鳥栖魚市場
青 果 店	店	高田商店・鳥栖ストア・原田商店
製 麵	麵	長野製麵所
豆 腐	腐	北島食品
こんにゃく		野口こんにゃく店
味 噌	噌	青葉園
酒		陶山酒店
一 般 物 資		佐賀県学校給食会・九州食品
ヤ ク ル ト		佐賀県ヤクルト販売

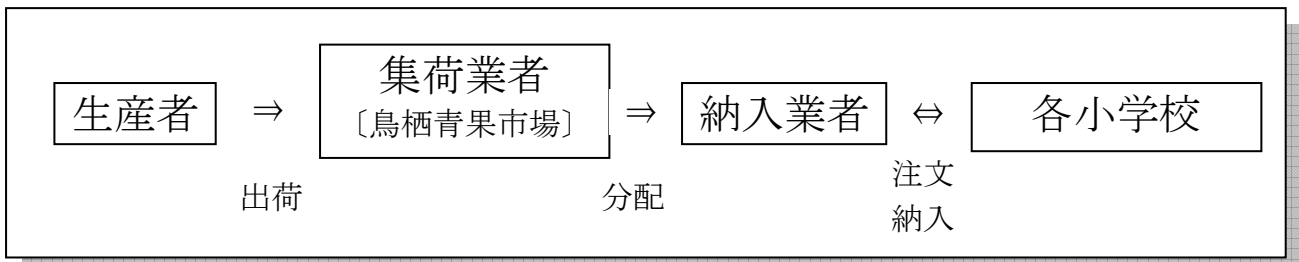
- ◇ 食材調達は小学校毎に実施
- ◇ 食材調達に関して、「学校給食応援志隊」を中心とした、地元の顔が見える業者からの納入方法について、「鳥栖モデル」として大変高い評価

※ 給食食材の納入ルートは次のとおり

① 納入ルート〔一般〕



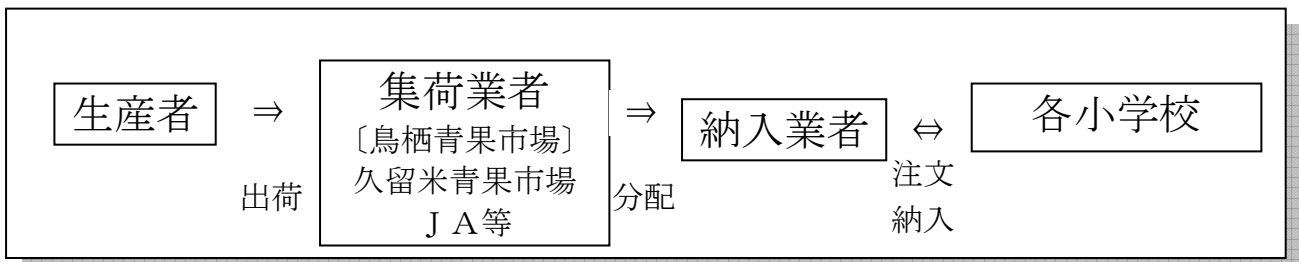
②-1 地産地消の野菜納入ルート（ケース1）



②-2 地産地消の野菜納入ルート（ケース2）



③ 地産地消以外の野菜納入ルート



(2) 衛生管理について（給食施設の現状）

現在、鳥栖市では全8小学校において完全給食を実施している。調理方式は、弥生が丘小学校を除く7小学校において、学校敷地内にある単独調理場、いわゆる自校式の給食室で調理を行い、子どもたちに給食を提供している。

現在の学校給食施設は、「学校給食衛生管理基準」が制定される以前の昭和50年代にそのほとんどが建設されており、鳥栖保健福祉事務所から管理基準に基づく対応を図るよう指摘されている。学校給食の衛生上の安全管理は、学校長、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健員等の創意工夫と努力による運用面で確保している現状の一方、施設の構造面から作業動線の混乱、調理工程の非効率化が見られる。

また、弥生が丘小学校においては、田代小学校で調理した給食を搬送している状況にあり、弥生が丘小学校の児童数の増加に伴う対応が必要な状況にある。

他方、昨今の子どもたちのひとつの傾向として、アレルギー体質の児童が増加傾向にあり、よりきめ細かな対応が必要となっている。

◇ 給食室の現状

平成23年5月現在

学校名	建築年次	経過年数	構造	耐用年数	給食数（食）
鳥栖小学校	昭和52年3月	34年	SR	47年（13年）	736
鳥栖北小学校	平成5年7月	18年	SR	47年（29年）	885
田代小学校	昭和46年6月	40年	S	34年（△6年）	370
若葉小学校	昭和53年2月	33年	SR	47年（14年）	431
弥生が丘小学校					769
基里小学校	昭和52年3月	34年	SR	47年（13年）	393
麓小学校	昭和53年12月	33年	SR	47年（14年）	633
旭小学校	昭和59年11月	27年	SR	47年（20年）	881

* 構造におけるSR=鉄筋コンクリート造・S=鉄骨造
耐用年数における（ ）内は残余年数。なお、耐用年数は財務省令を参照

- ◇ ほとんどの給食室が昭和40年～50年代に建設されており、調理現場の運用により衛生管理を徹底
- ◇ 効率的で調理しやすい環境づくりが必要
- ◇ 児童数が伸びている弥生が丘小学校への対応が必要

(3) 学校における食育について

① 子どもたちの食生活等の現状

<生活習慣>

「24時間社会」という言葉に代表されるように、市民のライフスタイルや価値観が多様化するなか、子どもたちが置かれている環境も大きく変化しているといえる。

全国的な傾向として、「夜寝る時間は、小学生のうち約28%が22時31分以降に寝ており、児童生徒の夜型生活は完全に定着。」という調査結果があるが、本市の子どもたちにおいても同様の傾向があり、小学校低学年では、22時31分以降の就寝割合が9.1%、小学校高学年では34.9%と、夜型生活が定着とって過言ではない状況となっている。

夜更かしは、朝寝坊につながり、その結果、朝食の欠食や体力の低下等、子どもたちの基本的な生活習慣の乱れに直結することが懸念される。

『① 子どもたちの食生活等の現状』におけるデータは、次の調査数値を引用しています。

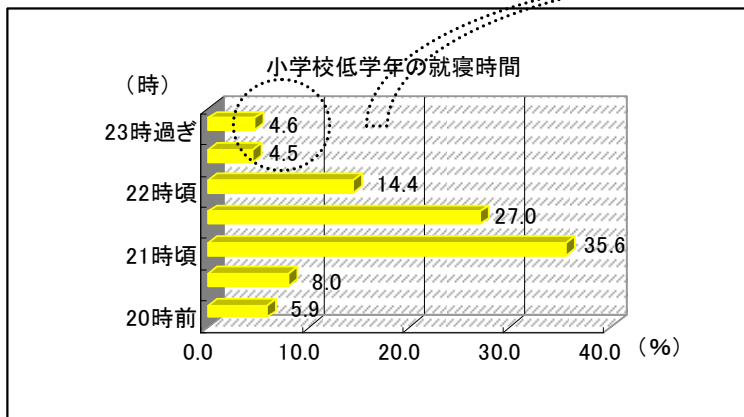
タイトル : 鳥栖市食育推進計画アンケート結果

調査対象 : 保育所・幼稚園の年長児、各小・中・高校のうち1クラスの生徒・保護者

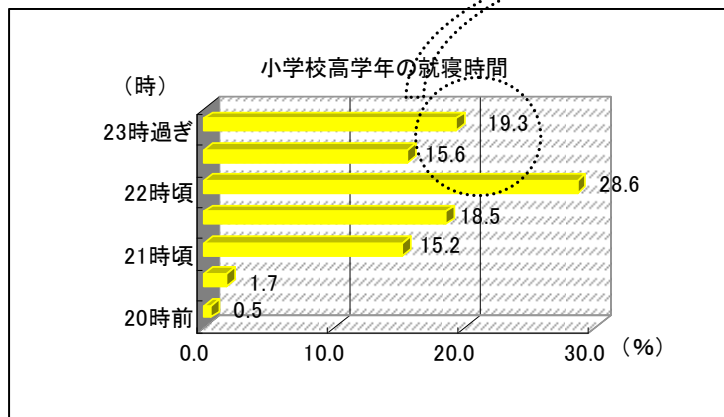
対象者 : 対象者 5,555人・回収数 5,039人・回収率 90.7%

調査日時 : 平成21年2月

◇ 小学生の就寝時間



小学校低学年
22時31分以降の就寝割合は、
全体の9.1%



小学校高学年
22時31分以降の就寝割合は、
全体の34.9%

◇ 子どもたちの夜型生活が定着傾向

<子どもたちの食の変化>

近年、子どもたちの食の乱れが指摘されている。

鳥栖市食育推進計画アンケート調査においても、「1日のうちで、朝食を毎日食べていない」小学校低学年は6.0%、小学校高学年は7.5%、中学生では13.8%という実態が明らかになっている。

また、家族の生活時間の違いから、「一人で食事をすることがある」と答えた小学校低学年は20.9%、小学校高学年は21.6%、中学生では48.0%という状況である。家族が揃って食事をする大切さが忘れ去られている状況が課題である。

◇ 毎日朝ごはんを食べていますか？

項目	毎日	週に3~4日	週に1~2日	食べない	未記入
小学校低学年	94.0%	2.4%	1.6%	1.8%	0.2%
小学校高学年	92.5%	3.9%	1.3%	1.6%	0.7%
中学生	86.2%	8.3%	2.8%	2.5%	0.2%

◇ 一人で食事をすることがありますか？

項目	はい	いいえ	未記入
小学校低学年	20.9%	71.5%	7.6%
小学校高学年	21.6%	75.8%	2.6%
中学生	48.0%	52.0%	0.0%

◇ 地元でとれる食物を知っていますか？

項目	はい	いいえ	未記入
中学生	67.7%	31.8%	0.5%
高校2年生	69.2%	30.8%	0.0%

◇ 鳥栖の郷土料理を知っていますか？

項目	知っている	知らない	未記入
中学生	58.8%	40.1%	1.1%
高校2年生	54.3%	45.7%	0.0%

- ◇ 年齢が高くなるにつれ、家族揃って食事をする回数が減る傾向
- ◇ 伝統的な郷土料理を食べる機会が少なくなっていると予想

② 学校における食育の現状

<食事環境（給食時間）の現状>

全ての小学校において、40分から45分の給食時間が設けられている。

給食時間について形式的に一定の時間確保がなされている一方で、現状は、授業時間がオーバーする場合があること、給食を注ぎ分ける時間等の理由により、実質的な給食時間が短くなる場合があると推察される。

このように、食事環境の面では、喫食時間が十分確保されていないという重要な問題がある。時間不足は、単に「ゆとり」をなくしているだけではなく、よく噛まない、早食いなどを助長するなど、食育を進めるうえでも大きな問題となることが懸念される。

給食時間は「食の指導の時間」であるということ、改めて教育現場を含め徹底し、「生きた教材」としての給食をさらに活かすことができるような取組が求められている。

◇ 給食時間の提供

学校名	給食時間	昼休み	備考
鳥栖小学校	12時15分～13時00分(45)	13時00分～13時45分(45)	
鳥栖北小学校	12時15分～12時55分(40)	12時55分～13時40分(45)	
田代小学校	12時15分～13時00分(45)	13時00分～13時45分(45)	
若葉小学校	12時15分～13時00分(45)	13時00分～13時45分(45)	
弥生が丘小学校	12時15分～13時00分(45)	13時00分～13時45分(45)	食器返却 13:15
基里小学校	12時20分～13時00分(40)	13時00分～13時45分(45)	
麓小学校	12時20分～13時05分(45)	13時05分～13時50分(45)	
旭小学校	12時20分～13時05分(45)	13時05分～13時50分(45)	

出展：教育部総務課資料

◇ 給食時間は45分（鳥栖北・基里のみ40分） 昼休みは全て45分

＜食育の内容＞

食育の主なものとして、給食時間を通じた毎日の指導、年2回の食育月間及び年1回の給食週間の取組みを行っており、他にも、教科・特別活動・総合的な学習の時間など、様々な場面で進められている。また、子どもに対する食育は、学校だけでは限界があることを踏まえ、給食だよりの配布や保護者試食会の実施などに努めている。

一方、各学校間での取組が共有され、さらなる効果的な対応が行われているとは言い難く、食育について保護者に直接働きかけていく機会や保護者の声を聞く機会が少ないのが現状といえる。

これらのことから、各学校間の連携や、家庭・地域と学校の連携といったことに重点的に取組むことが必要であると考えられ、学校全体の食に関する指導計画の策定及び教職員間や家庭・地域との連携・調整等における中核的な役割を担う職である「栄養教諭」を中心とした取組を強化する仕組みづくりが必要である。

◇ 食育の概要

実施時期	実施項目	関係者
恒常的な指導	○給食献立の説明（校内放送：毎日） ○給食指導（毎日） ○教室巡回指導（毎日） ○給食便りの家庭配布（毎月1回）	○給食委員会（児童） ○担任教諭 ○栄養教諭・学校栄養職員 ○栄養教諭・学校栄養職員
食育月間 （6月・11月）	○食育便り（年2回） ○郷土料理ツアー・リクエスト献立	○栄養教諭・学校栄養職員
給食週間 （1月24～30日）	○学校保健員との会食 ○学校保健員への感謝（お手紙等）	○学校保健員 ○給食委員会（児童）
授業等	○学活時間における食指導 ○家庭科・保健体育における食育指導 ○他教科との関連指導	○担任教諭、栄養教諭 学校栄養職員
その他	○アンケート調査（朝食の喫食等） ○保護者試食会 ○生産者との交流（会食・講演等） ○栄養教諭の出前授業 ○親子料理教室	○担任教諭・学校栄養職員 ○担任教諭・保護者 ○担任教諭・生産者 ○栄養教諭 ○食生活改善推進協議会

出展：教育部総務課資料

- ◇ 小学校間の連携強化を図り、さらなる効果的な食の指導に努める必要
- ◇ 小学校、家庭、地域が連携し、食の指導にあたる環境づくり（仕組づくり）が必要

課題の抽出

第3 課題の抽出

『鳥栖市学校給食基本理念』と『現状分析』の乖離から検証を行い、次の2つの点について課題として整理するものとする。

(1) 学校給食施設の抜本的な対応について

～鳥栖市学校給食の基本理念～

子どもたち

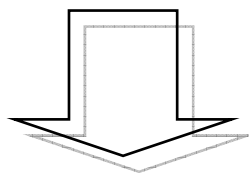
- 1 子どもたちが、学校給食を食べて、おいしい笑顔になること
- 2 子どもたちが、学校給食を食べて、元気に健やかに育つこと

学校給食に関わる人

- 1 子どもたちが、安心して食べることのできる食材をつくること
- 2 子どもたちが、おいしい笑顔になれるような献立をつくること
- 3 子どもたちが、おいしい笑顔になれるような給食をつくること

～学校給食の現状分析～

- * 学校給食衛生管理基準を遵守するために、施設面で対応できない安全の確保を学校長、栄養教諭等の創意工夫と努力による運用で補っている現状である。
- * 現施設の運用において、構造面から、学校保健員の作業導線の混乱が見られるとともに、調理工程の非効率化が散見される。
- * 現在の学校給食は、衛生における監督庁である鳥栖保健福祉事務所から、学校給食衛生管理基準を施設面で満たしていないため、早急な対応を図ることを指摘されている。
- * 児童数の増加が著しい弥生が丘小学校への対応強化が必要となっている。



課 題

子どもたちに安全安心な給食を安定的に提供することが困難となっており、施設整備の抜本的な対応が課題

(2) 効果的な食育について

～鳥栖市学校給食の基本理念～

子どもたち

- 3 子どもたちが、学校給食をとおして、正しい食習慣を身につけ、大人になっても健康で暮らせること
- 4 子どもたちが、学校給食をとおして、「協力することの大事さ」、「食事のマナー」、「命、生産者、自然に対する感謝」の気持ちを育むこと
- 5 子どもたちが、学校給食をとおして、郷土愛を育むこと

学校給食に関わる人

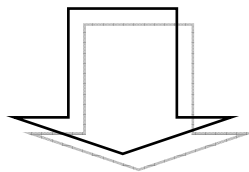
- 4 子どもたちが、学校給食を「生きた教材」として体感できること

子どもたちの親

- 1 子どもたちの親が、学校給食をとおして、食の大切さなどを子どもたちとともに学び、家庭において実践すること

～学校給食の現状分析～

- * 子どもたちの夜型生活の定着が見られ、結果、食生活・生活習慣が乱れている。
- * 朝食を食べない子どもたちが見られるとともに、家族そろっての食事の機会が減少傾向にある。
- * 各学校における食育の取組が十分とは言い難い状況にある。
- * 学校間、地域・家庭・行政等との連携が図れているとは言い難い状況にある。
- * 家庭に対する食生活の状況把握や啓発といったことが十分とは言い難い状況にある。
- * 学校における食のコーディネーターである栄養教諭が、十分に力を発揮できる状況にあるとは言い難い。



課題

子どもたちが正しい食習慣を身につけ心身ともに健康に育つため、効果的な食育を行うことが課題

基本計画

第4 鳥栖市学校給食基本計画

1 学校給食施設の抜本的な対応について

本市が学校給食というサービス提供を行う上で、学校給食法及び学校給食衛生管理基準を遵守することは基本的約束ごとであるが、現在の施設ではその目的を達成することが大変困難な状況にあるため、施設の抜本的改修を行う必要がある。施設の抜本的改修に当たっては、自校方式での抜本的改修を考えた場合、学校給食衛生管理基準を遵守するためには、現在の2倍程度の敷地面積が必要となり、鳥栖市の全ての小学校において、その規模の敷地面積確保は物理的に不可能であり、また、段階的改修といった視点から、全ての自校方式の改修に係る時間及びコストを考えると自校方式の選択肢は妥当ではない。このようなことから、現行の自校方式から給食センター方式に変更することとする。なお、給食センター建設に伴うスキームは、次のとおりとする。

取 組

給食センターの建設

◇ 給食センター建設のスキーム

〔規模〕 7,000食をまかなえる規模とする。

（理由）鳥栖市の児童生徒数は、小学校が約5,000人、中学校が約2,000人の合計約7,000人で、児童生徒数のピークは平成28年の7,200人と推測される。中学校給食の見直しを視野に入れ、7,000食規模とする。

〔施設数〕 2箇所に分けて建設する。

（理由）配食時間を短縮する観点、事故が起こったときのリスク分散を考慮し、市内2箇所に建設する。

〔時期〕 第1施設の建設目標を平成25年度とする。

第2施設は、第1施設の運用状況等を検証後、速やかに建設する。

（理由）給食センター建設は緊急的課題であるものの、財政面を考慮して最短で平成25年度を目標としセンター建設を図り、できるだけ速やかに2施設目に着手する。

〔留意点〕 給食センター建設と子どもたちへの食育の取組強化を両輪で考え、給食センター建設にあたっては、関係者の声をよく聞き、作業動線や働きやすい環境づくり等に特に留意する。

〔運用〕 ・ 担い手に関して、調理に関するスキルに加えて、食に関する指導といった観点から、食に関する専門知識を持った担い手について検討を行うとともに、育成の観点から研修の強化を図る。

- ・ 手作り給食については、安全・安心な食の提供を最大限担保し、限られた時間の中でできる手作り給食を追及する。
- ・ 地産地消を効果的に進めていくための仕組みについて検討する。

2 効果的な食育について

学校給食を考える上での真の目的とは、鳥栖市の子どもたちが心身ともに健康に育つことであり、そのために、鳥栖市の子どもたちが正しい食生活を身に付け実践できるようになることを第一に考えるべきである。食育は、本来家庭でも行うべきものであるが、現在の日本の食を取り巻く環境が大きく変化していること、家庭における食育が低下傾向であることに鑑み、学校、地域、行政等が果たす役割を再検証・再構築する必要がある。

これらを踏まえ、食育に係る課題に対しては、学校長のリーダーシップのもと栄養教諭が食のコーディネーターとして関係者と連携し、学校が一丸となって食育を推進できる環境を構築するとともに、学校のみならず、地域、行政等が連携して、より効果的な食育の実践を図るものとする。

取 組

効果的な食育推進の環境の構築

◇ 効果的な食育推進の環境の構築の方向性

〔関係者〕 学校長、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健員、教諭、保護者、鳥栖市等

（理由）食育は栄養、食事マナー、郷土愛の醸成など多岐にわたっており、地域のあらゆる関係者が一体となり食育に取り組むことで効果的な食育を実践することができる。また、家庭での食育機能が低下傾向にあることから、学校、地域、行政等が果たす役割を検討することが必要だといえる。

〔検討内容〕 ①鳥栖市の子どもたちの食の現状を把握するためのデータ収集

②データの分析

③データ分析を踏まえた食育推進の仕組みづくりの検討及び実践

（理由）鳥栖市の子どもたちに効果的な食育を行うためには、まずは、鳥栖市の子どもたちの現状をより詳細に把握することが必要である。現状把握に当たっては、国の第二次食育推進基本計画に用いられたデータを参考とし鳥栖市の現状を把握することで、全国との比較や、食育実践後の効果の検証を行うことも可能となる。

- 〔留意点〕
- ・ 食の重要性に鑑み、そのコーディネート機能を担う栄養教諭の強化を推進する。
 - ・ 効果的な食育を推進するに当たって、子どもたちの教育に携わる現場の学校長や栄養教諭、また、保護者、生産者、専門家等の関係者による推進体制の整備を念頭におく。

參考資料

第5 参考資料

1 計画策定の履歴

- ◇ 平成 22 年 12 月 : 鳥栖市学校給食基本理念・学校給食基本計画（初稿）策定
教育部総務課、総合政策課、学校長、栄養教諭、学校保健員等により草案を作成し、鳥栖市の基本計画（初稿）として策定。
- ◇ 平成 23 年 7 月～9 月 : 鳥栖市学校給食のあり方評価委員会による初稿の評価
衛生・栄養・食育・財政・保護者等の各専門家の視点から「鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（初稿）」に対する評価・検討を実施。平成 23 年 9 月 26 日、同委員会より評価提言を受領。
- ◇ 平成 23 年 10 月 : 鳥栖市学校給食基本理念・学校給食基本計画（第二稿）策定
鳥栖市学校給食のあり方評価委員会による評価提言を踏まえ、初稿に加筆修正し第二稿として策定。

鳥栖市学校給食基本理念 鳥栖市学校給食基本計画 (初稿)に関する評価提言

平成 23 年 9 月 26 日
鳥栖市学校給食のあり方評価委員会

目 次

はじめに	・・・	40
評価提言の要旨	・・・	41
評価提言		
1 鳥栖市の学校給食施設について	・・・	42
2 鳥栖市の学校給食施設の建設スキームについて	・・・	44
3 食育の具体的方向性について	・・・	45
4 学校給食施設の担い手について	・・・	46
設置要綱	・・・	47
評価委員	・・・	48
評価経緯	・・・	49
おわりに	・・・	50

はじめに

鳥栖市が示す『鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（初稿）』を評価し提言することが、「鳥栖市学校給食のあり方評価委員会」のミッションであったが、当初、この理念と計画が示し位置付ける『学校給食施設』と『担い手』の課題解決が、鳥栖市にとって急務であることは容易に想像がついた。

このことは、行政が継続していくべき行政サービスの中で、これまでの社会の成長を前提とした「あれもこれも」のサービス拡大充実路線から、「あれかこれか」といった集中と選択を踏まえた議論の中心に、鳥栖市の学校給食を位置付けて、新たな方向性を見出すためのチャレンジだと捉えたからである。

一方、この「鳥栖市学校給食のあり方評価委員会」委員には実に多彩な顔ぶれが並んだ。その顔ぶれについては、栄養に関する専門、衛生に関する専門、会計に関する専門、食の実践に関する専門、また、学校給食問題の最も中心的存在ともいえる保護者といった面々である。鳥栖市の学校給食問題の課題解決に対し、どういった視点で、各委員の強みを活かした意見の集約を行い精査していくか、また、約3か月という期間の中で、いかに集中し質の高い提言へと繋げていくのが、今回のミッションの最大のポイントだったように思う。

議論を通して感じたことであるが、学校給食と一言にいても、その間口と奥行は想像より広くて深い。その実態は、学校給食を取り巻く社会環境の変化、日本における食生活のあり方とその歴史的背景、食育基本法、学校給食法等をはじめとする法制度、学校給食施設のあり方、食の指導、アレルギーや栄養の問題、学校・地域・行政の連携、家庭のあり方等という、複線かつ、それぞれ交差した諸課題に対し、鳥栖市の実態を正しくみて、方向性を出すことの難しさであった。このことを痛感しつつ、鳥栖市学校給食基本計画に位置づけられた5つの方向性（①施設の抜本的改修、②新たな担い手の育成、③地産地消の仕組みづくり、④学校給食を通じた食の教育の充実、⑤家庭に対する食の大切さの啓発充実）に対する妥当性の有無、優先順位のあり方等を視点に議論を行い、鳥栖市の子ども達にとって最適な選択を実現可能性の担保といった点に留意しつつ一定の整理を行ってきた。

約3か月という期間であったが、短期集中で行うことのメリットが大きかったように思う。問題意識が途絶えることなく学校給食問題に集中して取組を行えたとともに、短期間であるがゆえに、委員の緊張感と責任感が議論に拍車をかけたからである。

その最たる成果は、鳥栖市が喫緊の課題と捉えた学校給食施設に対し、その妥当性の有無、また、その具体的取組のスキームにまで踏み込んだ議論が行えたこと、さらには、学校給食本来の目的である食の指導のあり方についての問題提起とエッセンスの提示ができたことの大きくふたつである。

今回の評価提言が、鳥栖市の子ども達の未来のために、ひとつでも多く実りあるものとなることを願うとともに、今後の鳥栖市の責任を持った学校給食の取組に期待したい。

平成23年9月26日

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会

委員長 久間 敬介

評価提言の要旨

1 鳥栖市の学校給食施設について

各委員の専門の立場からの見識、鳥栖市の学校給食施設の現状把握、他自治体の学校給食施設の視察等を踏まえ、鳥栖市における最も重要かつ緊急性の高い課題は、学校給食施設の安全の確保という結論に至った。具体的には、学校給食施設の安全の確保に向けた取組として、現在の自校方式から給食センター方式への転換という結論をもって、『1 鳥栖市の学校給食施設について』という整理を行った。

2 鳥栖市の学校給食施設の建設スキームについて

1を踏まえ、給食センター建設に向けて、その緊急性を考慮し、踏み込んだ具体的提案が必要との認識から、規模、数について、鳥栖市の財政状況の分析等も踏まえて検討を行い、『2 鳥栖市の学校給食施設建設スキーム』として整理を行った。

3 食育の具体的方向性について

給食センター化に伴う「食に関する指導」のあり方について、その質の低下が懸念されるという点については、自校方式と比べてなんら遜色ないと結論に至るが、一方で、現在の「食に関する指導」のあり方を踏まえ、さらなる検証、各主体のあるべき姿や役割、取組の方向性、仕組みや体制の再構築等が必要であるとの結論に至り、その課題解決のエッセンスのみを、『3 食育の具体的方向性について』として整理を行った。

4 学校給食施設の担い手について

担い手のあり方については、担い手に求められる要件、担い手の体制等について、「4 学校給食施設の担い手について」として整理を行った。

以上を要約すると、鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（初稿）における①施設の抜本的改修を、「1 鳥栖市の学校給食施設について」及び「2 鳥栖市の学校給食施設建設スキーム」に、③地産地消の仕組みづくり、④学校給食を通じた食の教育の充実を、「3 食育の具体的方向性について」に、②新たな担い手の育成を、「4 学校給食施設の担い手について」という整理である。

上記ポイントを、項目毎に次ページ以降に「評価提言」として整理を行っている。本評価提言を踏まえ、鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（第二稿）に反映されたい。

評価提言

1 鳥栖市の学校給食施設について

<基本的事項>

- ・ 鳥栖市が学校給食というサービス提供を行う上で、学校給食法及び学校給食衛生管理基準を遵守することは基本的約束事である。

(1) 小学校給食について

<現状分析と課題解決>

- ◇ 現在の施設の限界
 - ・ 鳥栖市は、学校給食衛生管理基準を遵守するために、施設面で対応できない安全の確保を、学校長、栄養教諭、学校栄養職員、学校保健員等の創意工夫と努力による運用面で補っている。
- ◇ 現在の施設運用の弊害
 - ・ 一方で、現在の施設による運用は、構造面から、学校保健員の作業動線の混乱が見られるとともに、調理工程の非効率化が散見される。
 - ・ また、安全確保に意識が集中され、学校給食を活かした食育の取組が十分ではない。
- ◇ 施設の抜本的改修の選択肢
 - ・ これらを踏まえた対応として施設の抜本的改修が必要であり、その選択肢として、①現在の自校方式の段階的改修、②現在の自校方式を給食センター化へ統合の2つがある。
- ◇ 自校方式の限界
 - ・ 自校方式の抜本的改修を考えた場合、現在の学校給食衛生管理基準を遵守するためには、現在の2倍程度の敷地面積が必要となり、鳥栖市の全ての小学校において、その規模の敷地面積確保は物理的に不可能である。
 - ・ また、段階的改修といった視点から、全ての自校方式の改修に係る時間及びコストを考えると自校方式の選択肢は妥当とは言えない。
- ◇ 給食センター化の選択
 - ・ 上記「自校方式の限界」の理由から、鳥栖市の子どもたちにとって最適な選択は、給食センター化である。
- ・ 鳥栖市は、子ども達の食の安全・安心を最優先に考え、給食センター建設の対応を図ることが必要であるとともに、その対応を図ることで、子ども達の安全に対する責任を果たすこと。

<給食センター化の緊急性>

- ・現在の学校給食は、衛生における監督庁である鳥栖保健福祉事務所から、学校給食衛生管理基準を施設面で満たしていないため、早急な対応を図ることを指摘されている。
- ・鳥栖市は、給食センター化に向けた取組を、早急に行う必要がある。

<給食センター建設に係る留意点>

- ・給食センター建設に当たって、学校現場の担当者の声をよく聞いて、作業効率が上がるように配慮するとともに、働きやすい環境づくりに留意すること。
- ・給食センター建設と、子ども達への食育の取組強化を両輪で考え、給食センター化を踏まえた鳥栖市ならではの食育モデルを構築すること。
- ・子ども達への食育の取組強化にあたっては、小学校が一丸となって取り組むべきことで、教科としてもしっかり取り組むとともに、生きていくために必要な食育も大事にすること。また、これらを具体化するために、栄養教諭の強化を念頭におくこと。

(2) 中学校給食について

<中学校給食の現状とあり方の検討>

◇ 鳥栖市の中学校給食の現状

- ・鳥栖市の中学校においては、平成20年2月末から、選択制弁当方式による給食を導入しており、平成23年度（7月現在）の申込率は約40%となっている。
（平成20年度：約30%、平成21年度：約40%、平成22年度：約40%）

◇ 中学校における給食の意義

- ・全国的に生活習慣病が課題となる中で、本来家庭で行うべき「食育」について、国の指導の元に推進されている現状がある。（平成17年「食育基本法」施行）
- ・国における中学校への完全給食の実施率は約75%となっており、中学校における完全給食を実施することでの「食育」の意義は大きいと考えられる。

◇ 中学校給食のあり方の検討

- ・「中学校における給食の意義」の理由から、給食センター化に伴い、鳥栖市の選択制弁当方式の再検証を行い、中学校給食を含めた検討を行うことが望ましい。

2 鳥栖市の学校給食施設の建設スキームについて

<給食センターの規模>

◇ 給食センターの調理規模

- ・ 鳥栖市の小中学校の児童生徒数は、ここ数年は増加傾向にあるものの、平成28年の7,200人をピークに減少すると予想される。
- ・ 従って、約7,000食をまかなえる規模の給食センターを建設することが望ましい。

◇ 給食センターの数

- ・ 建設コスト、運営コストといった経済的な合理性の視点で考えると、1施設の建設が望ましいものの、各校への配送時間を短縮すること、万が一事故が発生した場合のリスク分散を考慮すると、市内南北に1箇所ずつ、計2箇所の給食センター建設が望ましい。

<給食センター建設のスケジュール>

◇ 給食センター建設に伴う緊急性及び優先性の理由

- ・ 現在の学校給食施設は、衛生面における監督庁である鳥栖保健福祉事務所から、学校給食衛生管理基準を満たしていないことについて、早急な対応を図るよう指摘されており、給食センター建設に向けた取組を、急ぐ必要がある。
- ・ 給食センターは子ども達の安全・安心を守るために建設するものであることから、最優先で取組むべき施策であると考えられる。

◇ 給食センター建設時期

- ・ 上記「給食センター建設に伴う緊急性及び優先性の理由」に鑑み、早急に給食センターを建設することが望ましいことから、本来であれば、平成25年度に2施設の建設を目標とすることが最も望ましい。
- ・ 一方、財政面を考慮し、時期をずらして2施設を建設することも想定されるが、その場合も1つ目の給食センター建設後の運用状況等を検証し、速やかに2つ目の給食センターを建設すること。

◇ 鳥栖市の財政状況

- ・ 財政力指数等の財政指標について、他自治体と鳥栖市を比較した場合、鳥栖市は健全な状況であると判断できる。
- ・ 他自治体においても給食センターが建設されている状況から、他自治体よりも健全だと判断できる鳥栖市が給食センター建設を進めることは可能だと判断できる。

3 食育の具体的方向性について

<基本的事項>

- 学校給食を考える上での真の目的とは、鳥栖市の子ども達が心身ともに健康に育つことであり、そのために、鳥栖市の子ども達が正しい食生活を身に付け実践できるようになることを第一に考えるべきである。
- 食育は、本来家庭でも行うべきものであるが、現在の日本の食を取り巻く環境が大きく変化していること、家庭における食育が低下傾向であることに鑑み、学校、地域、行政等が果たす役割を検討する必要がある。

<学校の果たすべき役割>

- 学校における食育指導は、①授業を通して行うものと、②学校給食を通して行うものがあり、学校長のリーダーシップのもと、栄養教諭が食のコーディネーターとして関係者と連携し実践していくことが必要である。
- 効果的な食育を推進するために、鳥栖市の子ども達を取り巻く現状や課題等について詳細なデータの収集及び分析が必要であり、国の第二次食育推進基本計画に用いられたデータを参考に評価することが望ましい。
- 効果的な食育を推進するに当たって、子ども達の教育に携わる現場の学校長や栄養教諭等、また、保護者、生産者、専門家等の関係者による推進体制を整えることが望ましい。

<家庭及び地域の果たすべき役割>

- 食育の第一義的な役割が家庭にあることを認識し、実践することが必要である。
- 地域には、その地域の気候、風土、産業、文化、歴史等に培われた食材や特産物が生産されており、伝承されている郷土食があり、他に、生産や流通といった食に関する仕事などに従事されている人材がいる。これらを生きた教材、あるいは指導者といった観点で捉え、この地域における教育力を、鳥栖市の子ども達に還元することが必要である。

<行政の果たすべき役割>

- 家庭、学校、地域社会、行政が連携して、鳥栖市の子ども達に効果的な食に関する指導を進めていくために担うべき役割を明確にし、必要な対策を講じることが重要である。

4 学校給食施設の担い手について

<担い手に係る基本的考え方>

- 学校給食施設の担い手について、調理に関するスキルに加えて、食に関する指導といった観点から、食に関する専門知識を持った担い手がふさわしい。
- 学校給食施設の担い手の育成という観点から、衛生面における研修に加えて、食育指導の研修等を行うことが望ましい。
- 上記の視点を踏まえ、最も効率的な体制であることが望ましい。

<食に関する指導を踏まえた連携について>

- 栄養教諭の役割は法に定めのあるところであるが、食に関する指導の重要性に鑑み、栄養教諭や学校給食栄養管理者等の本来の役割が十分に発揮できるような環境づくりが重要である。
- このことを踏まえ、栄養教諭が食に関する指導を効果的に行うためのマネジメント機能の強化が必要である。

<手作り給食について>

- 手作り給食を行うことは大事な取組である一方で、「学校給食はどうあるべきか」を第一に考えるべきである。この考えのもとに、新たな給食センター建設により安全・安心な食の提供を最大限担保し、限られた時間内に追求できる手作り給食を考えることが望ましい。

設置要綱

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の学校給食の普及と児童生徒の心身の健全な発達を促すことを目的として策定する「鳥栖市学校給食基本理念（初稿）」及び「鳥栖市学校給食基本計画（初稿）」を評価するため、鳥栖市学校給食のあり方評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項を審議し評価を行う。

- (1) 本市の学校給食の基本理念に関すること
- (2) 本市の学校給食の基本計画に関すること

(組織)

第3条 評価委員会は、外部の委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学校給食のあり方に関し、専門的な知識や経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とする、ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 6 委員長は評価委員会を代表し、評価委員会の会務を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 評価委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、評価委員会の審議の必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 評価委員会の庶務は、教育部総務課及び総務部総合政策課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 6月 2日から施行する。

鳥栖市学校給食のあり方評価委員会委員名簿

[五十音順]

氏 名	区 分	備 考
井原 寿行	専門的知識を有するもの	佐賀県鳥栖保健福祉事務所所長
牛嶋 崇宏	市長が適当と認めるもの	鳥栖地区小中学校 PTA 連合会会長
江口 克哉	市長が適当と認めるもの	九州北部税理士会会員 公認会計士
久間 敬介	市長が適当と認めるもの	株式会社 日本政策投資銀行 九州支店 企画調査課長
徳井 教孝	専門的知識を有するもの	学校法人 産業医科大学 健康予防食科学研究室准教授
榎崎タキコ	専門的知識を有するもの	特定非営利活動法人 市村自然塾九州 塾母
三成 由美	専門的知識を有するもの	学校法人 中村学園大学 栄養科学部教授

○ 鳥栖市学校給食のあり方評価委員会設置要綱第3条

第3条 評価委員会は、外部の委員7人以内で組織する。

2 委員は、学校給食のあり方に関し、専門的な知識や経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

評価経緯

開催	日付	場所	議事
第1回	平成23年7月13日	鳥栖市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置 ・会議の進め方 ・基本理念・計画要旨説明
第2回	平成23年7月13日 平成23年7月15日 平成23年7月19日	市内小学校給食室	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の視察
第3回	平成23年7月25日	鳥栖市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・視察後の意見交換 ・給食センター化の妥当性
第4回	平成23年8月18日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター化の妥当性 ・給食センター建設スケジュール
第5回	平成23年8月31日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センター建設スケジュール ・正しい食生活
第6回	平成23年9月8日 平成23年9月14日	大分市・基山町	<ul style="list-style-type: none"> ・給食施設の視察
第7回	平成23年9月14日	鳥栖市役所会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の担い手 ・評価提言（案）
第8回	平成23年9月26日	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・評価提言

おわりに

行政運営全般を全体的に俯瞰する中で、業務の課題を抽出し、最適なタイミングで検証を行うことは、サービスの継続性、安定性を重要視する行政であるからこそ、最も大事な取組のひとつであると考えられる。

そうした意味から、今回、学校給食を鳥栖市の最重要課題と位置づけ、課題解決にかじ取りを判断されたトップマネジメントには、敬意を表すところである。

鳥栖市におかれても、全国的な課題から鳥栖市独自の課題と、様々な課題対応が必要であると推測されるが、学校給食の検証を行う中で、また、その対象が鳥栖市の子ども達であることも含め、やはり鳥栖市の最重要課題であると、各委員も改めて強く意識したとともに、本案件に関する一定の道筋は、鳥栖市の未来に対する、今の私たちの責任であるといっても過言ではないと考えたからである。

今後、本評価提言を踏まえ、鳥栖市学校給食基本理念・鳥栖市学校給食基本計画（第二稿）として整理され、いよいよ地域や議会への説明等に入ることが予定されている。

学校給食を共に考えていくことは、大変重要である。今回、鳥栖市が提起された鳥栖市の学校給食のあり方や今後の方向性というものを、鳥栖市全体で考えていく良い機会であり、鳥栖市の未来に対する責任を、鳥栖市全体で担っていく良い機会でもあると考える。

一方で、鳥栖市全体で考える場合の留意点もある。議論に参加する全ての人が、正しい共通理解に立った上での意見交換を行うことが必須であるということである。

本評価提言の「はじめに」でも少し触れているが、学校給食の問題は複線的かつ交差的であり、議論のポイントを絞らないと本末転倒の議論に陥る可能性が小さくなく、かつ、どの選択肢を用いても、100点の回答は無いと考えられる。だからこそ、最適な選択を鳥栖市全体で理解・納得し合い、具体的に実践していく難しさがあるが、そのために必要なことは、共通理解だと言い切れる。

鳥栖市全体で考えていくことの意義を尊重しつつ、学校給食の真の目的である鳥栖市の子ども達が心身ともに健康に育つことを達成するために、また、議論の拙速はよくないが、一方で、緊急性の高い取組であることを肝に銘じ、今後の取組についても、市長のリーダーシップのもと推進されることを切に願うところである。

5年後、10年後の鳥栖市の子ども達から感謝されるような具体的実践のために必要なときは、今回の鳥栖市の学校給食を議論した者の一人として、喜んで協力させていただきたい。